

附属機関等の概要

(1面)

1 名 称	宮崎県公益認定等審議会	
2 区 分	☒ 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) ☐ 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	宮崎県公益認定等審議会条例(平成20年宮崎県条例第5号)	
4 設 置 目 的	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)及び宮崎県公益認定等審議会条例に基づき、法人の公益性の認定に関する事項等を審議する知事の附属機関として設置する。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)により、その権限に属せられた事項の処理に関する事務	
6 会議の開催状況 (令 和 6 年 度)	① 開催期日 令和6年8月23日 令和7年3月14日 ② 主な審議事項 公益社団法人の変更認定申請に係る諮問案件の審議	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の状況	☐ 公開(傍聴可) ☒ 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 審議案件が、宮崎県情報公開条例第7条に定める不開示情報に該当するため。
	議事録又は議事概要等の公表	☒ 有り 閲覧場所: 総務課 県庁ホームページへの掲載: ☐ 有り ☒ 無し ※公益法人information(国・都道府県公式サイト)に掲載 ☐ 無し ☐ 未定
8 所管課(室)名	総務部 総務課 法制担当 電 話: 内線 6126 (直通)0985-32-4477	

9 構成員の名簿

9 構成員の名簿

[illegible]